

# 令和8年度第1回鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会

日時：令和8年5月15日（金）

10時～12時

場所：県庁7階 7-A-2会議室

## 会 次 第

### 1 開 会

(1) あいさつ

(2) 委員紹介

(3) 会長及び副会長選出

### 2 議 事

(1) パートナーシップ制度について…………… 資料1～4

(2) 「性の多様性等に関する県民意識調査」について…… 資料5

### 3 その他

### 4 閉 会

# 鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会委員名簿

(五十音順)

	氏名	機関・団体・役職
1	花月敏郎 か げつ としろう	学校法人不二学園 認定こども園 紫原幼稚園 園長
2	(新任) 梶 ちか子 かこい こ	鹿屋体育大学スポーツ人文・応用社会科学系 教授
3	上塘正人 かみともまさと	鹿児島県医師会 常任理事
4	口羽勝法 くちば かつのり	鹿児島県人権擁護委員連合会 会長
5	久留須直也 くるすなおや	鹿児島女子短期大学生生活科学科 准教授
6	杉原薫 すぎはら かおる	鹿児島大学教育学部学校教育教員養成課程 (教育学) 准教授
7	鶴田啓洋 つるだ あきひろ	(一社) S a a ・ Y a 代表理事
8	永里佐和子 ながさと きわこ	鹿児島県弁護士会 弁護士
9	(新任) 中島祥子 なか じま さちこ	鹿児島大学学術研究院法文教育学域法文学系 教授
10	農中至 のう なかいたる	鹿児島大学法文学部法経社会学科 准教授
11	疋田京子 ひき たきょうこ	鹿児島県立短期大学 名誉教授
12	肥後祥治 ひご しょうじ	鹿児島大学教育学部特別支援教育 教員養成課程(障害児教育) 教授
13	藤原奈美 ふじはら なみ	(一社) Loska 代表理事
14	(新任) 柳園順子 やなぎ そのより こ	鹿児島純心大学看護栄養学部看護学科 教授
15	山喜高秀 やまき たかひで	志学館大学大学院心理臨床学研究科 教授

(R8.4.1 現在)

# 鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	機関・団体・役職	出欠
花月敏郎 か げつ としろう	学校法人不二学園 認定こども園 紫原幼稚園 園長	○
(新任) 梶 ちか子 かこい こ	鹿屋体育大学スポーツ人文・応用社会科学系 教授	○
上塘正人 かみともまさと	鹿児島県医師会 常任理事	—
口羽勝法 くちば かつのり	鹿児島県人権擁護委員連合会 会長	○
久留須直也 くるすなおや	鹿児島女子短期大学生生活科学科 准教授	○
杉原薫 すぎはら かおる	鹿児島大学教育学部学校教育教員養成課程 (教育学) 准教授	○ (Web)
鶴田啓洋 つるだ あきひろ	(一社) S a a ・ Y a 代表理事	—
永里佐和子 ながさと さわこ	鹿児島県弁護士会 弁護士	○ (Web)
(新任) 中島祥子 なかじま さちこ	鹿児島大学学術研究院法文教育学域法文学系 教授	○
農中至 のう なかいたる	鹿児島大学法文学部法経社会学科 准教授	○
疋田京子 ひき たきょうこ	鹿児島県立短期大学 名誉教授	○
肥後祥治 ひごしょうじ	鹿児島大学教育学部特別支援教育 教員養成課程(障害児教育) 教授	—
藤原奈美 ふじはら なみ	(一社) Loska 代表理事	○
(新任) 柳園順子 やなぎ そのよりこ	鹿児島純心大学看護栄養学部看護学科 教授	—
山喜高秀 やまき たかひで	志学館大学大学院心理臨床学研究科 教授	○

(R8. 5. 15 現在)

## 【資料1】パートナーシップ制度について

### 1. パートナーシップ制度とは

- (1) 一般的には、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、それを自治体が証明する制度
- (2) 婚姻に関する法的効果を認める趣旨ではなく、地方自治体における行政サービスとして行われるもの
- (3) 当初は、一方または双方が性的マイノリティである同性カップルの認定から開始。現在は、自治体ごとに内容（根拠、対象、提供サービス等）が異なり、同性に限らず、事実婚や子などの近親者も制度の対象（「ファミリーシップ制度」）としている自治体もあり、内容が多様化している

#### 【参考】自治体における制度導入状況（R8.4.1現在）

都府県 (30都府県)	○パートナーシップ制度（26都府県） 茨城県、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、青森県、秋田県、福岡県、栃木県、東京都、富山県、静岡県、長野県、岐阜県、島根県、山梨県、福井県、山形県、和歌山県、奈良県、徳島県、兵庫県、大分県、滋賀県、山口県、新潟県 ○ファミリーシップ制度（4県） 鳥取県、愛知県、福島県、沖縄県
県内自治体 (12市、1町)	○パートナーシップ制度（11市、1町） 指宿市、鹿児島市、日置市、志布志市、出水市、鹿屋市、南さつま市、いちき串木野市、霧島市、薩摩川内市、屋久島町、阿久根市 ○ファミリーシップ制度（1市） 南九州市

※ 網掛けは子の名前を併記可（都府県21県内0）

下線は対象に事実婚含む（都府県6県内2）

## 2. 県においてパートナーシップ制度の検討を行う理由

「県人権教育・啓発基本計画3次改定（R7.3月）」において、「本県における同制度の在り方を検討する」旨の記載をしていることに基づく。

※今後は性の多様性などに関する県民への意識調査を実施予定。

### 【参考】これまでの取組

時 期	取 組 内 容
R 2. 3	県人権教育・啓発基本計画（2次改定） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初めて「性的指向・性自認」を人権課題に位置づけ</li><li>・ 現状・課題や施策の基本方向（多様な性を理解する教育や啓発活動の推進等）を記述</li><li>・ 以降同計画に基づき各般の施策を推進</li></ul>
R 4. 3	県人権尊重の社会づくり条例の施行 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在</li><li>・ 人々の多様な在り方を認め合うことが重要</li><li>・ 個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願い（前文）</li></ul>
R 5. 6	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）の施行
R 7. 3	県人権教育・啓発基本計画（3次改定） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「パートナーシップ制度については、県民意識の変化やL G B T理解増進法に基づく国の基本計画、運用指針の策定状況等を注視しながら、制度を導入している他自治体の例も参考にし、本県における同制度の在り方を検討します。」と記載</li></ul>

### 3. 制度活用により利用が可能となるサービスの一例（他自治体事例）

#### 行政サービス

- ・ 公営住宅への入居
- ・ 公立病院における面会、治療への同意、看取り

#### 民間サービス

- ・ 民間病院における面会、治療への同意、看取り
- ・ 生命保険の受取人の指定
- ・ 住宅ローン審査時の収入合算
- ・ 家族を対象としたサービス  
(携帯電話家族割、航空マイレージ特典の利用等)
- ・ 勤務先の福利厚生制度（看護休暇、扶養手当、社宅の利用等）

※ サービスの内容や利用要件は各自治体・企業により異なる

【資料2】パートナーシップ制度の活用により利用が可能となるサービス一覧（行政サービス）

R8. 4. 1現在

※パートナーであることを届出又は宣誓した都府県から、パートナーシップ届出・宣誓書受領証の交付を受けた方が、受領証の提示により利用することが可能となるサービス（施策・事業）

（各自治体HPから）

自治体名	都府県営住宅入居	公営住宅 (該当市町村記載)	都府県立医療機関 面会、同意等	障害者を理由とする 自動車税減免	生活保護 世帯認定	犯罪被害者等 支援	DV関係	養育里親名簿への 登録	心身障害者扶養 共済制度	結婚応援割引等 の適用	子育て家族応援 割の適用	災害関係(災害見 舞金の申請)	職員福利厚生(結婚祝金、死亡弔慰金 等)の対象
1 青森県	○	○	★	★		★	★	★		★	★		○
2 秋田県	○	○	★		○					○			
3 山形県	○	○	★			○ 市サービスとして記載							
4 福島県	○	○	○		★	○ 市町村サービスとして記載	★						
5 茨城県	○	○	○							○			○
6 栃木県	○	○ 市町名なし	○							○			
7 群馬県	○	○	○							○			
8 東京都	○		★	○	★	○	○	○		★		○	
9 新潟県	★		★	★	★		★		★				
10 富山県	○	○	○	○		○	○	○	○		○		
11 福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
12 山梨県	○	○	○	★	★	○	★						○
13 長野県	★	○		★	★	★	★	★	★	★	★		★
14 岐阜県	○		○	★	★	★	○	★	○		★		
15 静岡県	○	○	○	★	★		★						○
16 愛知県	○	○	★			★		★					★
17 三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
18 滋賀県	○	○	★	★	★			★					○
19 大阪府	○	○	○	○				○	○				
20 兵庫県	○	○	★	○	★	★	★	★				★	
21 奈良県	○		★				○		★				
22 和歌山県	○	★	★			○	○		○				○
23 鳥取県	○	○	○	★									○
24 島根県	○	○	○										
25 山口県	○	○		★		★				★			
26 徳島県	○	○	★	○		○							
27 福岡県	○	○	★	○	○								○
28 佐賀県	○	○	○	○									
29 大分県	○	○	○			○							
30 沖縄県	○	○	★	★	★	★	★	○				★	★
○ : 宣誓要	28	24	15	9	4	10	7	6	6	4	3	2	10
★ : 含宣誓不要	2	1	12	9	10	6	7	5	3	3	2	2	3
合計	30	25	27	18	14	16	14	11	9	7	5	4	13
本県所管課	建築課 住宅政策室		県立病院課	税務課	社会福祉課	くらし共生協働課 県警総務課	男女共同参画室	子ども福祉課	障害福祉課	※事業実施主体は 市町村	子ども政策課 かごしま子育て支 援パスポート事業	社会福祉課	・管財課：職員住宅入居 ・総務事務センター：結婚祝金、死亡弔慰 金（祝金、弔慰金ともに一般財団法人鹿児島 県職員互助会所管） ・人事課：各種手当、結婚休暇、忌引休 暇、赴任旅費 ・総務福利課：各種手当、各種休暇、赴任 旅費、忌引休暇、教職員住宅入居 ・教職員課：各種手当、各種休暇、赴任旅 費

※ その他「軽費老人ホームの利用料減額対象」「公的施設の施設利用料割引（家族同様の扱い）」などがある。

また、区域内の市町村の協力を得て、「市町村公営住宅への入居」「市町村立病院での面会、同意等」等の事例もある。

## 【資料3】パートナーシップ制度の活用により利用が可能となるサービス一覧（各自治体HPから）

※パートナーであることを届出又は宣誓した自治体から、パートナーシップ届出・宣誓書受領証の交付を受けた方が、受領証の提示により利用することが可能となるサービス（施策・事業）

	行政サービス											民間サービス					
	自治体名	公営住宅 入居申込	市立病院 診療時の説明 手術同意	家族介護 用品支給	救急車 同乗	救急車搬送 証明書	生活保護 世帯認定	国民健康保 険世帯認定	DV 相談	り災 証明	就農支援 資金申請	職員福利 厚生	医療機関 病状説明・ 手術同意	金融機関 住宅ローン 審査	不動産会社 住居入居	生命保険 会社 保険金受 取人	携帯電話 会社 家族割
1	鹿児島市	○	★		★	★	★	★	★			○	○	○	○	○	○
2	鹿屋市	○											○	○	○	○	
3	阿久根市	○															
4	出水市	○	○														
5	指宿市	○		○							○						
6	薩摩川内市	○				★		★	★								
7	日置市	○				○			○	○							
8	霧島市	○	○														
9	いちき串木野市	○				★	★	★	★		○						
10	南さつま市	○	○														
11	志布志市																
12	南九州市	○		○	★	★	★	★	★								
13	屋久島町	○	★			★	★	★	★								
	○：宣誓要	12	3	2	0	1	0	0	0	1	1	2	1	2	2	2	1
	★：宣誓不要	0	2	0	2	4	4	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0
	合計	12	5	2	2	5	4	4	4	6	1	2	1	2	2	2	1

※ ★：パートナーシップ宣誓をしていなくても受けられるサービス

エル・ジー・ビー・ティー・キュー

# 「LGBTQ」

## あなたにも知ってほしい

鹿児島県では、「県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、性別、国籍、年齢など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に認め合い、共に支え合い、共につながりあえる、人権文化が息づく「共生社会」の実現が重要であると考えています。

人の性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、「**身体の性**」、「**自認する性**」、「**好きになる性**」、服装やしぐさ、言葉づかいなどの「**表現する性**」といった要素の組み合わせにより無数に存在します。

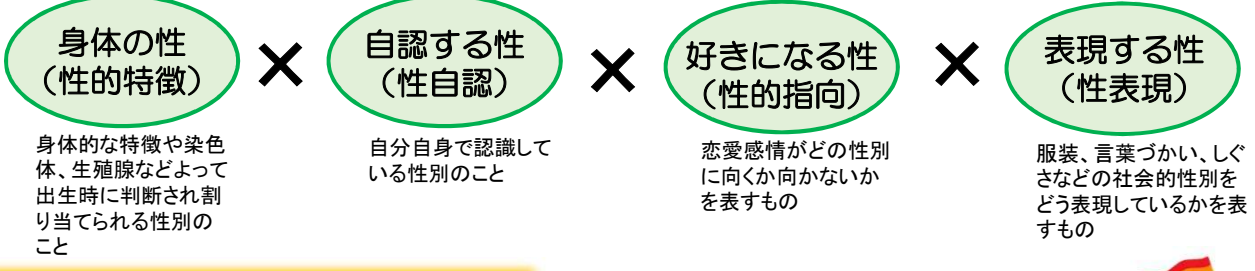
しかし、わたしたちの社会には、未だ身体の性と自認する性は一致するという思い込みや、恋愛・性愛の対象は異性であるという固定概念が根強くあり、セクシュアリティを理由に偏見や差別を受ける方々や、周囲との関係の悪化を恐れて自身のセクシュアリティを打ち明けられずに、一人で悩んでいる方々がいます。

わたしたち一人ひとりが、多様な性について正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。

### 性のあり方は「男」と「女」の2つだけ？

わたしたち一人ひとりの「性」は、次の要素で構成されています。一人ひとりの個性があるように、それぞれの要素の組み合わせによって、性のあり方も多様です。

わたしたちは誰もが「多様な性の当事者」なのです。



### LGBTQって、何のこと？

**性的指向(好きになる性)**

- L** レズビアン(Lesbian) 恋愛感情が同性に向く女性
- G** ゲイ(Gay) 恋愛感情が同性に向く男性
- B** バイセクシュアル(Bisexual) 恋愛感情が異性に向くこともあれば、同性に向くこともある人

**性自認(自認する性)**

**T** トランスジェンダー(Transgender) 出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人

**Q** クエスチョニング(Questioning) 自分の性的指向・性自認が定まっていな、明確にできない、したくない人



### 多様な性を尊重するために...

- セクシュアリティは多様であることへの理解が大切です。  
セクシュアリティは一人ひとり違い、誰もが「多様な性」の当事者です。無理解や誤解、偏見により生じている心理的、経済的、社会的な不平等や不利益を解消することが必要です。
- 固定観念や先入観、偏見を持たないことが大切です。
  - ・見た目や個人の性別を決めつけない。性別によって役割や特性を決めつけない。
  - ・個人のセクシュアリティを詮索しない。
  - ・個人のセクシュアリティについて否定したり、干渉したり、あるいはからかうようなことはしない。
- 個人情報厳守することが大切です。  
名前や性別、職業、住所などの個人のプライバシーに関わる情報は、慎重に取扱い、その保護に努めることが必要です。

# 多様な性への対応 「パートナーシップ制度」

多くの社会制度が異性間の婚姻を前提としているため、同性カップルは人生のさまざまな面で不利益を受けることがあります。

同居のために家を借りるとき、病院での面会や治療の同意など、親族として認められないことから、さまざまな問題に直面します。



## 「パートナーシップ制度」とは…

一部の自治体では、概ね、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを生涯のパートナーとすることを宣誓し、それを自治体が証明する「パートナーシップ制度」を導入しています。

この制度は、法律上の婚姻とは異なるため、相続や税制面などの法的効力はありませんが、その自治体が認める公営住宅の入居申請などの行政サービスや、生命保険の受取人指定など民間サービスを利用できるケースもあり、同性カップルの生活上の不利益の解消につながる場合もあります。

近年、市町村を中心にこの制度を導入する動きが広がっており、令和8年4月現在、都道府県単位では30都府県に、鹿児島県では12市1町に導入されています。



### 利用可能なサービスの一例

#### 行政サービス（自治体により異なる）

- ・ 公営住宅の入居
- ・ 公営病院での手術の同意 等

#### 民間サービス（企業により異なる）

- ・ 生命保険金の受取
- ・ 住宅ローン審査におけるパートナーとの収入合算
- ・ 携帯電話の家族割の適用
- ・ 航空会社のマイレージ特典の家族利用
- ・ 映画のペア割 等

※ 実際の利用の際は、それぞれにご確認ください。

### 鹿児島県内の導入状況

指宿市 (R3. 4. 1)	鹿児島市 (R4. 1. 1)
日置市 (R5. 10. 1)	志布志市 (R6. 1. 1)
出水市 (R6. 2. 1)	鹿屋市 (R6. 10. 1)
南さつま市 (R7. 1. 1)	いちき串木野市 (R7. 4. 1)
霧島市 (R7. 9. 1)	薩摩川内市 (R7. 10. 1)
屋久島町 (R8. 4. 1)	南九州市 (R8. 4. 1)
阿久根市 (R8. 4. 1)	※ 令和8年4月1日現在



### レインボーフラッグ

LGBTの尊厳と社会運動を象徴する旗として世界中で使われています。

6つのレインボーカラーは性の多様性を表しています。

### 問合せ先

鹿児島県総務部男女共同参画局 人権同和対策課  
電話：099-286-2574 FAX：099-286-5543  
Eメール：[keihatu@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:keihatu@pref.kagoshima.lg.jp)

## 性の多様性等に関する県民意識調査について（案）

## 1 概要

- (1) 調査地域  
鹿児島県内全域
- (2) 対象者  
県内に居住する18歳以上の者
- (3) 対象者の抽出方法  
市町村の住民基本台帳から3,000人を無作為抽出
- (4) 調査の回収方法  
郵送と Web を併用
- (5) 調査期間  
令和8年6月開始（おおむね3週間を目安）

## 2 調査項目

- (1) 性の多様性に対する理解
- (2) パートナーシップ制度等に対する理解
- (3) 基本属性
- (4) 自身の性について

## 3 設問

No.	調査項目	設問内容	備考
1		用語の理解	R5調査項目を拡充
2	(1) 性の多様性に対する理解	身近な人が当事者であった場合の気持ち	R5調査項目
3		性的指向に関する人権問題	
4		性的指向に関する人権問題の解決策	
5		性自認に関する人権問題	
6		性自認に関する人権問題の解決策	
7		(2) パートナーシップ制度等に対する理解	
8	制度導入に対する考え （公的・民間サービスの享受）		
9	ファミリーシップ制度導入に対する考え		
10	事実婚を対象にする考え		
11	(3) 基本属性	年代	R5調査項目
12		職業	
13		居住地	
14		出生時の性別	
15	(4) 自身の性について	自認する性別	今回新設
16		恋愛対象となる性別	
17		(1) 性の多様性に対する理解 自由意見	

## 4 その他

- (1) 具体的な調査項目は、「人権尊重の社会づくり審議会」において、委員の意見聴取後、決定
- (2) 令和8年6月調査を開始予定。調査結果を参考に、パートナーシップ制度の在り方についての検討を行う。
- (3) 調査票を読むことにより、用語や制度への理解が深まるよう、調査票には、設問だけではなく、用語等の説明を加える。

# 「性の多様性等に関する県民意識調査」へのご協力をお願い（案）

皆様には、日頃から県勢発展のため、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

鹿児島県では、令和4年3月に制定した「県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合い、個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現に向けて、様々な取組を進めているところです。

この度、県民の皆様の性の多様性に関する理解などを把握し、今後の人権施策の推進の参考とするため、「性の多様性等に関する県民意識調査」をお願いすることになりました。

この調査は、鹿児島県内にお住まいで、かつ18歳以上の方々の中から、年齢・性別に関係なく無作為抽出により3,000名の方々を選ばせていただき、アンケートにお答えいただくという方法で実施いたします。

お忙しい中、また、設問数も多くお手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和8年6月



## ■回答に当たってのお願い■

- 1 お送りした封筒に書かれている宛名の「ご本人」がお答えください。  
（ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方等が聞き取ってお答えいただいても結構です。）
- 2 回答は、あなたご自身の考え、又は、あなたご自身の考えに近いものに当てはまる番号に「○」を記入してください。  
なお、「その他」の場合は、差し支えない範囲で（ ）内に具体的にお答えください。
- 3 回答数（記入する「○」の数）は、設問ごとに記載してあります。あなたの考える答えが指示する回答数より多い場合は、「特にそう思う」ものや「優先して思う」ものを選んでください。  
なお、あなたご自身の考えに近い回答がない場合、あるいは、答えたくない場合は、空白のまま結構です。

かいとうほうほう  
<回答方法>

れいわ ねん がつ にち もくようび つぎ ほうほう かいとう  
令和8年6月25日(木)までに、次の①か②のいずれかの方法で、ご回答ください。

① ほんちよう さひよう かいとう おこな ば あい  
① 本調査票で回答を行う場合

- ・ ちょうさひよう きにゆう あ えんぴつ しるし も じ よ  
調査票の記入に当たっては、ボールペン、鉛筆など、○印や文字が読めるもの  
であれば何でも構いません。
- ・ かいとう まちが ば あい け け しるし  
回答を間違った場合は、消しゴムで消すか、×印などではっきりと消して  
ください。
- ・ きにゆうご どうふう へんしんようふうとう い ゆうびん とうかん  
記入後は、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。  
(切手を貼る必要はありません。)

② かいとう おこな ば あい  
② インターネットで回答を行う場合

- ・ い か にゆうりよく みぎ にじげん よ と かいとうよう  
以下のURLを入力するか、右の二次元コードを読み取り、回答用ページに  
アクセスして回答してください。

かいとうよう  
■回答用ページURL

\_\_\_\_\_

にじげん  
■二次元コード



※ インターネットでご回答いただいた方は、  
ほんちよう さひよう かいとう ふ よう  
本調査票での回答は不要です。

- この調査は無記名であり個々の回答やプライバシーに関わる内容が公表される  
ことは一切ございませんので、あなたの率直なお考えをお聞かせください。

■■ 協力 の程、どうぞよろしくお願いたします。 ■■

イラストお辞儀

【お問い合わせ先】

かごしまけん そうむぶだんじよきようどうさんかくきよく じんけんどうわたいさくか たんとうしゃ かまつ  
鹿児島県 総務部男女共同参画局 人権同和対策課 担当者：加松  
でんわ  
電話：099-286-2686 (直通) FAX：099-286-5543

《用語への理解等についてお聞きします》

問1 あなたは次の言葉についてどの程度知っていますか。(それぞれに○は1つだけ)

	言葉の意味も含めて知っている	聞いたことはあるが、意味はわからない	知らない (初めて聞いた)
① LGBTQ	1	2	3
② 性的マイノリティ・性的少数者	1	2	3
③ 性的指向	1	2	3
④ 性自認	1	2	3
⑤ 性同一性	1	2	3
⑥ ジェンダーアイデンティティ	1	2	3
⑦ SOGI	1	2	3
⑧ アウティング	1	2	3
⑨ アライ	1	2	3

- ① 「LGBTQ」…レズビアン(恋愛感情が同性に向く女性)、ゲイ(恋愛感情が同性に向く男性)、バイセクシャル(恋愛感情が異性に向くこともある人)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分の性的指向・性自認が定まっていない、明確にできない、したくない)の言葉の頭文字を取った言葉で、性的マイノリティを表す総称の1つとして用いられています。
- ② 「性的マイノリティ・性的少数者」…LGBTQなど多様な性のあり方の中で少数派とされる人々のことをいいます。
- ③ 「性的指向」…好きになる性のこと。恋愛感情又は性的感情がどの性別に向くか向かないかを表します。
- ④⑤⑥ 「性自認」、「性同一性」、「ジェンダーアイデンティティ」…自分自身で認識している性別のことを言います。
- ⑦ 「SOGI」…性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「人の属性」を表します。ソジ又はソギと読みます。
- ⑧ 「アウティング」…本人の許可なくその性のあり方(セクシュアリティ)を第三者に伝えることであり、重大な人権侵害行為です。
- ⑨ 「アライ」…自らは性的マイノリティではないが、性的マイノリティの方の活動を支持し支援している人たちのことをいいます。

問2 あなたの身近な人（家族、友人、知人）などから、LGBTQなどの性的少数者（性的マイノリティ）であると打ち明けられたり、手助けを求められたりした場合、あなたの気持ちに近いものはどれですか。（〇はいくつでも）

- 1 おどろ 驚くが、はなし 話を聞く
- 2 おどろ 驚いて、はなし 話を聞かない
- 3 じぶん 自分を信頼してくれてうれしいと思う
- 4 こんご 今後は距離をおきたいと思う
- 5 たす 助けたいと思う
- 6 たす 助けたいとは思わない
- 7 いままで いままでどおり接する
- 8 わからない

問3 あなたは、性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（〇は特に当てはまると思うものを3つまで）

- 1 しょくば 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 2 しゅうしょく 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 3 さべつてき 差別的な言動をされること
- 4 とう アパート等への入居を拒否されること
- 5 しゆくはくせつ 宿泊施設や店舗等への入店や利用を断られること
- 6 じろじろ じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 7 ほんにん 本人の許可なく性的指向を他人に暴露されること
- 8 どうせいどうし 同性同士は婚姻できないこと
- 9 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
- 10 とく 特にない
- 11 わからない

問4 あなたは、性的指向に関する人権問題を解決するために必要なことは、何だと思  
いますか。 (○は特に必要だと思うものを3つまで)

- 1 相談窓口を充実すること
- 2 性的指向に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進すること
- 3 同性カップルのパートナーシップ制度(※)など性的指向に関する認知・支援を  
行うこと
- 4 性的指向に関する活動を支援すること
- 5 同性同士の婚姻を可能とすること
- 6 その他(具体的に: )
- 7 特にな
- 8 わからない

※ 「パートナーシップ制度」とは、一般的には一方又は双方が性的マイノリティであ  
る二人が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、そのことを自治体が証  
明する制度とされています。

問5 あなたは、「出生時に割り当てられた性別」と「認識する性」が一致しないなど  
性自認(ジェンダーアイデンティティ)に悩んでいる方に関し、現在、どのような人  
権問題が起きていると思いますか。 (○は特に当てはまると思うものを3つまで)

- 1 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 2 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 3 差別的な言動をされること
- 4 アパート等への入居を拒否されること
- 5 宿泊施設や店舗等への入店や利用を断られること
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 7 本人の許可なく性自認(ジェンダーアイデンティティ)を他人に暴露されること
- 8 同性同士は婚姻できないこと
- 9 その他(具体的に: )
- 10 特にな
- 11 わからない

問6 あなたは、性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する人権問題を解決するために必要なことは、何だと思いますか。（○は特に必要だと思うものを3つまで）

- 1 相談窓口を充実すること
- 2 性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進すること
- 3 同性カップルのパートナーシップ制度など性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する認知・支援を行うこと
- 4 性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する活動を支援すること
- 5 性別で区別しないトイレ、更衣室などの施設を整備すること
- 6 専門医や専門的な医療機関についての情報を提供すること
- 7 同性同士の婚姻を可能とすること
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
- 9 特にない
- 10 わからない

## 《パートナーシップ制度等についてお聞きします》

一部の自治体で、以下のとおりパートナーシップ制度※が導入されています。

### ※「パートナーシップ制度」「ファミリーシップ制度」とは

一般的には一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、そのことを自治体が証明する制度とされています。

パートナーシップ制度は、制度の活用を強制するものではなく、当事者の希望により利用していただくものです。

また、パートナーのお二人に加え、近親者（子や親など）を含めて証明する「ファミリーシップ制度」を導入する自治体もあります。ファミリーシップ制度は、パートナー関係にある方の子や親など近親者等について、日常生活において協力し合うとした関係を宣誓し、自治体が証明するもので、お子さんとの関係を証明する場面などで活用されています。

### 【婚姻制度との違い】

法律で定める婚姻では、相続権や扶養家族等の法律上の権利や義務が生じますが、自治体が行うパートナーシップ制度等では、このような法律上の効果は生じません。

### 【自治体の証明による効果】

証明書の提示により、パートナー関係にあることの確認や説明が容易になり、法律婚や事実婚の配偶者等と同様に様々なサービスを受けやすくなる場合があります。

### 【受けられる可能性があるサービス】

#### （公的サービス）

自治体ごとに取組状況が異なりますが、以下のようなサービスを受けられる場合があります。

- ・公営住宅への入居の際、パートナー関係にある方も入居対象となる
- ・公立病院での手術同意、看取りなどの際、法律上の家族と同様の対応を受けられるなど

#### （民間サービス）

証明書の提示により、家族と同様のサービスを受けられる場合があります。

- ・携帯電話料金の家族割や航空マイレージの特典利用などのサービスが利用できる
- ・住宅ローン審査時の収入合算ができる
- ・保険の受取人等に指定することができるなど

### 【パートナーシップ制度の導入状況】

全国では、令和8年4月現在、562の自治体が制度を導入しており、人口の93.7%をカバーしているとの報告があります。

現在、県内では令和8年4月現在、鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、屋久島町の13の自治体が導入しており、県内人口の約76%をカバーしています。

### 【ファミリーシップ制度の導入状況】

近年ファミリーシップ制度を設けるところが増加しているとの報告があります。

県内では、南九州市が導入しています。

問7 あなたは、パートナーシップ制度を知っていましたか。(○は1つだけ)

- 1 言葉を知っていて、内容も含めて理解している(知っている)
- 2 言葉は知っていたが、内容は理解していなかった
- 3 言葉は知らなかったが、内容は理解している(知っている)
- 4 知らない

問8 公営住宅の入居や、病院での手術同意や、生命保険の受取人の指定、携帯電話の家族割、航空マイレージの特典利用などのサービスの利用にあたり、同性パートナーの方も法律婚の配偶者等と同様にサービスを受けられる(速やかな手続きが可能となる)ように、パートナーシップ制度を導入することについて、あなたの考えを教えてください。(○は1つだけ)

- 1 制度を導入したほうがよい
- 2 どちらかといえば制度を導入したほうがよい
- 3 どちらともいえない →問11へ
- 4 どちらかといえば制度を導入しないほうがよい →問11へ
- 5 制度を導入しないほうがよい →問11へ

問9 問8で1(制度を導入したほうがよい)または2(どちらかといえば、制度を導入したほうがよい)とお答えした方にお尋ねします。  
県や市町村が、パートナーシップ制度に加えて「ファミリーシップ制度」を導入することについて、あなたの考えを教えてください。(○は1つだけ)

- 1 必要
- 2 やや必要
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり必要ではない
- 5 必要ではない

問10 問8で1（制度を導入したほうがよい）または2（どちらかといえば、制度を導入したほうがよい）とお答えした方にお尋ねします。

県や市町村が、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入する場合に、「事実婚（※）のカップル」を対象に含むことについて、あなたの考えを教えてください。（○は1つだけ）

- |   |           |
|---|-----------|
| 1 | 必要        |
| 2 | やや必要      |
| 3 | どちらともいえない |
| 4 | あまり必要ではない |
| 5 | 必要ではない    |

※ 「事実婚」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にあること

## 《あなた自身のことについてお聞きします》

なお、この情報も含め、調査で得られた結果は、すべて統計的に処理し、個人が特定されることはありません。また、調査目的以外には使用いたしませんので、ご協力いただいた方にご迷惑のかかることは一切ございません。

問 1 1 あなたの年代をお答えください（令和 8 年 6 月 1 日時点）（○は 1 つだけ）

- |   |             |   |             |
|---|-------------|---|-------------|
| 1 | 18～19歳（10代） | 5 | 50～59歳（50代） |
| 2 | 20～29歳（20代） | 6 | 60～69歳（60代） |
| 3 | 30～39歳（30代） | 7 | 70歳以上       |
| 4 | 40～49歳（40代） |   |             |

問 1 2 あなたのご職業をお答えください。（○は 1 つだけ）

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 1 | 農林漁業者（家族従事者を含む）                    |
| 2 | 企業の経営者・自営業者（家族従事者を含む）              |
| 3 | 企業や工場、商店などに勤める人                    |
| 4 | 学校の教職員（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所などを含む）    |
| 5 | 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師など） |
| 6 | 公務員（学校・医療・保健・福祉関係以外）               |
| 7 | その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・芸術家など）       |
| 8 | その他（学生・無職など、上記以外の人）                |

問13 あなたの住まい（住民登録のある市町村）はどちらですか。該当する番号に○をつけてください。

(○は1つだけ)

1 鹿児島市	2 鹿屋市	3 枕崎市	4 阿久根市	5 出水市
6 指宿市	7 西之表市	8 垂水市	9 薩摩川内市	10 日置市
11 曽於市	12 霧島市	13 いちき串木野市	14 南さつま市	15 志布志市
16 奄美市	17 南九州市	18 伊佐市	19 始良市	20 三島村
21 十島村	22 さつま町	23 長島町	24 湧水町	25 大崎町
26 東串良町	27 錦江町	28 南大隅町	29 肝付町	30 中種子町
31 南種子町	32 屋久島町	33 大和村	34 宇検村	35 瀬戸内町
36 龍郷町	37 喜界町	38 徳之島町	39 天城町	40 伊仙町
41 和泊町	42 知名町	43 与論町		

問14 あなたの出生時の戸籍上の性別について、あてはまるものをお答えください。(○は1つだけ)

1 男性	2 女性	3 その他 (回答しない等)
------	------	----------------

問15 あなたの出生時の戸籍上の性別に関わらず、あなたが現在、自分自身で認識している性別について、あてはまるものをお答えください。(○は1つだけ)

1 男性	2 女性
3 男性・女性の両方	4 男性・女性のどちらでもない
5 時により変化する	6 その他 (わからない・回答しない等)

問16 あなたの恋愛の対象となる性別について、あてはまるものをお答えください。(○は1つだけ)

1 男性	2 女性
3 男性・女性の両方	4 好きになる性はない
5 決めていない、決めたくない	6 その他 (わからない・回答しない等)

問17 性の多様性の理解促進に関してご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

回答へのご協力ありがとうございました。

なお、あなたご自身の考えに近い回答がない場合、あるいは、答えたくない場合は、空白のまま結構です。

ご記入いただいた調査票は6月25日（木）までに同封の返信用封筒に入れ、ポストへ投函ください。（切手は不要です）

# 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

## (県民及び事業者の責務)

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

## (市町村への要請及び支援)

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

## (差別のない社会づくりに向けた取組)

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

## (基本計画の策定)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

## (審議会の組織等)

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (審議会の会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

## (委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。